

令和6年度 鴨池校区コミュニティ協議会 運営方針
(令和6年5月20日)

鴨池校区コミュニティ協議会
久保浩司

目次

1-1	5つ取り組み	- 1 -
1-2	呼称とキャラクター	- 1 -
1-3	目的と事業	- 2 -
1-4	プラン策定	- 3 -
1-5	活動の範囲	- 3 -
1-6	構成団体（地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティ）	- 3 -
1-7	役員（組織図、役員、事務局運営）	- 5 -
1-8	総会	- 7 -
1-9	役員会	- 8 -
1-10	運営委員会と5つの委員会	- 9 -
1-11	4つのブロックと地縁型コミュニティ（自治組織）	- 10 -
1-12	7つの部会	- 11 -
1-13	会計	- 11 -
1-14	その他（規定に関する件など）	- 12 -
1-15	構成団体「みんなサポかもいけ」について	- 13 -

※赤字は、鴨池校区コミュニティ協議会の規約です

※黒字は、鴨池校区コミュニティ協議会の総会での承認事項やこれまでの実績をもとにした取り組みです

※青字は、久保浩司の意見です

1 - 1 5つ取り組み

鴨池校区コミュニティ協議会は、令和6年度、創立6周年（第1期鴨池校区コミュニティプラン最終年度）の年です。これまでの取り組みを顧みつつ、第2期コミュニティプラン策定作業に合わせて、新しい鴨池コミュニティを見つめ直す年と考えます。特に、「責任世代」が、地域活動へいかに責任を果たすべきかを念頭に地域コミュニティ活動に取り組むことが大切であると考えています。そこで、令和6年度は、方向性として次の5つの取り組みを提案します。（久保浩司）

1. テーマ「New 鴨池コミュニティ」
社会の変化に適した地域コミュニティ協議会の役割を考える年
★全事業の取り組みの見直し
★パートナー団体（構成団体）との連携を強化、運営支援
2. 縦軸の部会と横軸の委員会活動で鴨池コミュニティを運営
★7つの部会、6つの委員会で「New 鴨池コミュニティ」を盛り上げる
3. 対象の枠組みを3世代に分けて各世代にフォーカスした取り組み
★「子育て・若者世代」・・・鴨池小中PTAとの連携など
★「責任世代」・・・自治組織との関わりなど
★「シニア世代」・・・みんサポかもいけの支援、敬老パスの活用など
4. 第2期鴨池校区コミュニティプラン策定
★プラン策定委員会を設立し、鴨池校区のまちの未来と鴨池校区コミュニティ協議会のカタチについて語り合う
5. 鴨池小創立75周年事業の支援
★鴨池小、鴨池小PTAとの連携を推進し、鴨池小創立75周年事業を積極的に支援

1 - 2 呼称とキャラクター

（呼称）

呼称は「鴨池コミュニティ」です

（キャラクター）

鴨池コミュニティのキャラクターは「ランドセルまさごん」です。

「ランドセルまさごん」は、平成23年（2011年）に、鴨池中学校美術部の生徒さんが、考案したキャラクターです。令和元年、鴨池校区コミュニティ協議会設立時に当協議会の公式キャラクターとしました。考案されてから12年になるので鴨池小学校6年生となります。



（参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、鴨池校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

1 - 3 目的と事業

規約の目的を元に地域コミュニティ活動を行います。

(継続事業【夢プロジェクト 2024-25】)

鴨池ふるさと文化基金事業 鴨池小学校が地域の主役 ～夢プロジェクト 2024-25～

鴨池校区コミュニティ協議会は、令和6年度、鴨池ふるさと文化基金事業として「鴨池小学校が地域の主役～夢プロジェクト 2024-25～」を令和5年度に引き続き継続して計画推進します。

(部会、委員会の役割と予定される事業)

部会

広報部会	LL かもいけ発行、ホームページ運営、啓発活動に伴う広報
社会教育部会	女性学級、成人学級、社会教育事業
青少年育成部会	青少年育成事業、見守りネットワーク
福祉部会	各事業サポート、みんなサポかもいけ支援
青年部会	地域交流事業、鴨池小門松づくり、鴨池中立志のつどい
まちづくり部会	夏まつり、ｽｰﾈﾙｸﾘｰﾂｼﾞｮﾝ(走り初め大会)、餅つき大会、鴨かきあげ
安心安全部会	危険箇所マップづくり、安心安全啓発活動
事務局	夢プロジェクト事務局

委員会

運営委員会	事業運営時に適宜開催
緊急時対策委員会	危険箇所マップ作成と避難所運営体制の確立
まちづくり検討委員会	夢の架け橋（臨港道路）意見交換会、地域連携推進
青少年健全育成委員会	地域教育事業、鴨池小中講師派遣窓口
プラン策定委員会	第2期コミュニティプランの策定
福祉研修委員会	福祉における関係団体連携推進

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

(目的)

第2条 協議会は、真砂町、真砂本町、鴨池新町における鴨池小学校校区（以下「校区」という。）の校区民のための地域社会づくりを目的とする。そのため、校区民の相互理解に努め、鴨池校区における身近な課題を共有し、その解決や地域資源を生かした活動など地域全体のまちづくりに取り組み、連体感と継続的に活力に満ち溢れた地域社会づくりを推進する。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (2) 福祉、健康づくり等に関すること。
- (3) 成人、女性学級など生涯学習に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 歴史、文化、伝統継承等に関すること。
- (6) 地域住民の交流又は連帯に関すること。
- (7) 環境美化、環境保全等に関すること。
- (8) 校区内の団体育成に関すること。
- (9) 校区まちづくりプランの策定に関すること。
- (10) その他地域づくりに関すること。

1 - 4 プラン策定

鴨池校区コミュニティ協議会のプラン期間は、第1期が令和2年度から令和6年度、第2期が令和7年度から令和11年度となっています。

令和6年度は、第2期鴨池校区コミュニティプランの策定年度となっています。

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

(校区まちづくりプランの策定)

第4条 協議会は、校区の課題解決や特性を生かしたまちづくりを連携協力して進めるにあたり、まちづくりの目標など必要な事項を定めた地域コミュニティプラン（以下「プラン」という。）を策定する。

2 プランの計画期間は5年間とする。

1 - 5 活動の範囲

鴨池校区コミュニティ協議会は鴨池小学校校区（真砂町、真砂本町、鴨池新町）を活動の範囲としています。令和6年度は、1975年7月に開店したイオン鹿児島鴨池店（鴨池2丁目）が、8月31日をもって閉店する予定です。イオン鹿児島鴨池店は、当協議会設立時から多大な協力支援をいただいた団体です。機会があれば、当協議会の目的に照らし合わせて活動区域に関して検討する可能性があります。

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

(事務所)

第5条 協議会の事務所を鴨池校区公民館に置く。

(区域)

第6条 協議会の区域は、鴨池小学校校区とする。

1 - 6 構成団体（地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティ）

構成団体は、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの2つのタイプで構成されています

(地縁型コミュニティ)

地縁型コミュニティは、居住地によって形成されるコミュニティで、円滑で安心安全な日常生活を支える役割で主に町内会（真砂本町、真砂町）と集合住宅の管理組合（鴨池新町）が、担っています。

鴨池校区において、鹿児島市に登録されている町内会組織は、次のとおりです

1	真砂町	真砂第一区町内会	10	鴨池新町	鴨池ニュータウンサンハイツ住宅管理組合
2		真砂二区交和会	11		鴨池ニュータウンサンハイツ第2住宅管理組合
3		真砂三区社会福祉町内会	12		鴨池ニュータウンサンハイツ第3住宅管理組合
4		真砂町六区町内会	13		鴨池ニュータウンサンハイツアベックス住宅管理組合
5		真砂町東町内会	14		鴨池シーサイドマンション第一管理組合
6	真砂本町	真砂本町社会福祉町内会	15		鴨池シーサイドマンション管理組合
7		労住第五ビル管理組合	16		鴨池新町市営住宅福祉会
8		労住第六ビル管理組合	17		鴨池新町第二福祉会
9		労住第七ビル管理組合	18		鴨池新町テラスハウス町内会
			19		鴨池ガーデンハウス管理組合
			20		鴨池センチュリーハウス管理組合
			21		鴨池高層住宅（Fブロック）管理組合
			22		小田急サンシティ鴨池管理組合
			23		フェスティオ鴨池アルバロード

(テーマ型コミュニティ)

テーマ型コミュニティは、地縁型以外のコミュニティで趣味や世代などテーマに沿った活動を行うコミュニティです。

鴨池校区コミュニティ協議会が、テーマ型コミュニティの構成団体として相互理解のもと、活動している団体は次のとおりです。

	構成団体名	対象となる主な事業
1	まさご振興会	(6) 地域住民の交流又は連帯に関すること。 (10) その他地域づくりに関すること。
2	校区社会福祉協議会	(2) 福祉、健康づくり等に関すること。
3	校区高齢者クラブ	(2) 福祉、健康づくり等に関すること。
4	地区民生委員児童委員協議会	(2) 福祉、健康づくり等に関すること。
5	みんサポかもいけ	(2) 福祉、健康づくり等に関すること。
6	真砂福祉館	(2) 福祉、健康づくり等に関すること。
7	真砂消防分団	(1) 防災、防犯、交通安全等に関すること。
8	鴨池南安全パトロール隊	(1) 防災、防犯、交通安全等に関すること。
9	校区あいご会	(4) 青少年健全育成に関すること。
10	鴨池スポーツ少年団	(4) 青少年健全育成に関すること。
11	鴨池小学校	(4) 青少年健全育成に関すること。
12	鴨池小学校 PTA	(4) 青少年健全育成に関すること。 (9) 校区まちづくりプランの策定に関すること。
13	鴨池小力の会	(4) 青少年健全育成に関すること。
14	鴨池中学校	(4) 青少年健全育成に関すること。
15	鴨池中学校 PTA	(4) 青少年健全育成に関すること。
16	鴨池中父親セミナー	(4) 青少年健全育成に関すること。
17	成人学級	(3) 成人、女性学級など生涯学習に関すること。
18	女性学級	(3) 成人、女性学級など生涯学習に関すること。
19	真砂保育園	(4) 青少年健全育成に関すること。
20	なぎさ保育園	(4) 青少年健全育成に関すること。
21	やなぎの保育園	(4) 青少年健全育成に関すること。
22	鴨池しらうめ幼稚園	(4) 青少年健全育成に関すること。
23	太陽の子幼稚園	(4) 青少年健全育成に関すること。
24	学校支援ボランティア	(4) 青少年健全育成に関すること。
25	鴨池児童クラブ	(4) 青少年健全育成に関すること。
26	鴨池中学校同窓会	(10) その他地域づくりに関すること。
27	一般社団法人鹿児島 YMCA	(4) 青少年健全育成に関すること。
	個別の団体に限らず、横断的に取り組む事業	(5) 歴史、文化、伝統継承等に関すること。 (7) 環境美化、環境保全等に関すること。 (8) 校区内の団体育成に関すること。

(構成団体の登録)

鴨池校区コミュニティ協議会は、設立以来、構成団体としてのご協力を、各地縁型、テーマ型コミュニティに説明会などで口頭にてお願いしてきましたが、本年度は、改めて構成団体としてご協力いただける様、書面にて依頼します。(別紙 構成団体登録依頼書、構成団体登録申請書)

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

(構成団体)

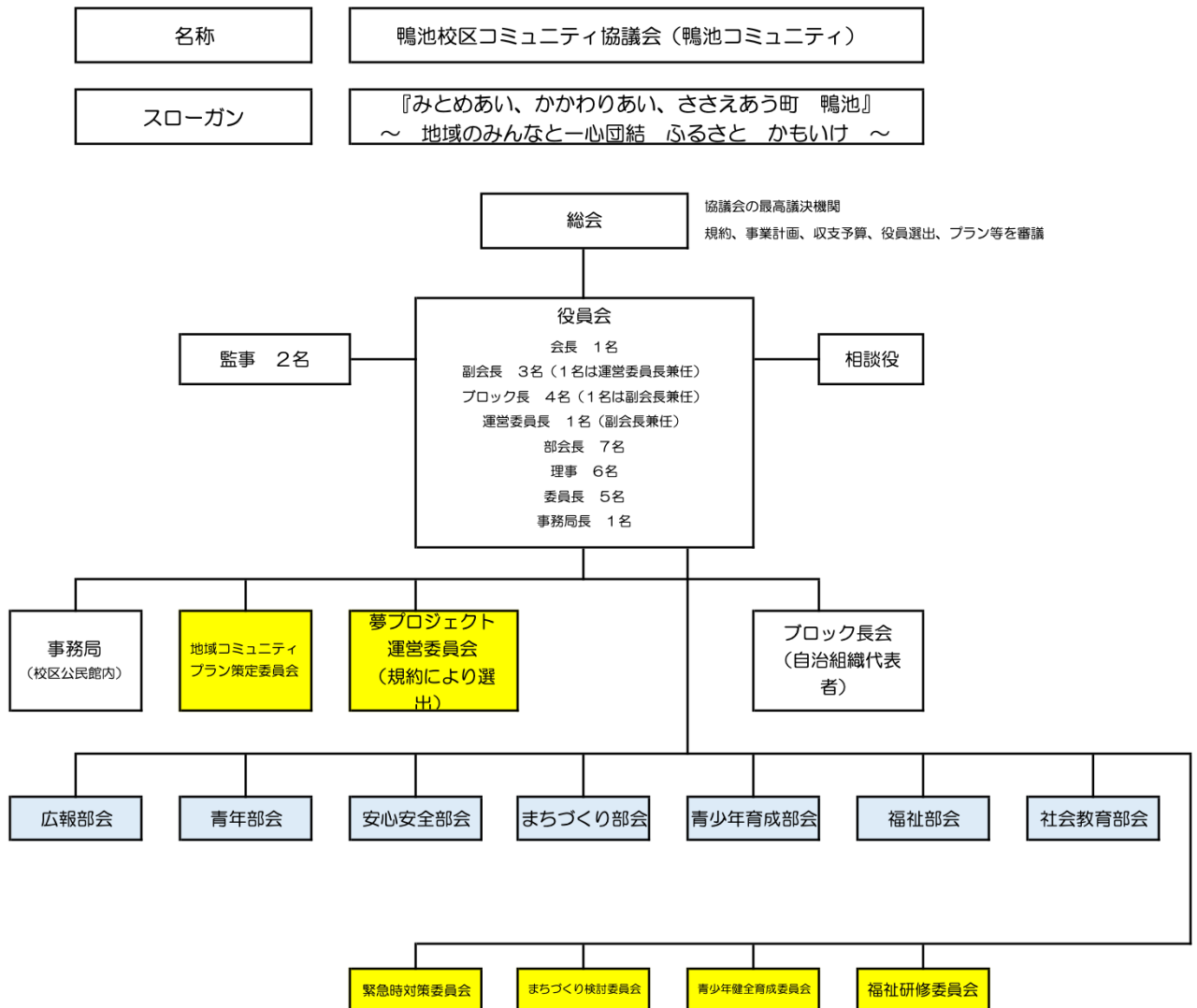
第7条 協議会は、校区内の地域コミュニティ組織等の他、校区内に所在する法人その他の団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

1 - 7 役員 (組織図、役員、事務局運営)

(組織図)

役員の組織構成は、次のとおりです。

鴨池校区コミュニティ協議会 組織図



(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

(組織)

第8条 協議会は、総会、役員会、運営委員会、ブロック長会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

(役員)

組織構成、役員職務に基づき、令和6年度の役員は、次のとおりです。

役職	氏名	構成団体・役職
会長 (新)福祉研修委員会委員長	久保 浩司	まさご振興会 副会長
副会長(運営委員長)	中園 賢一	鴨池商店街振興会 会長 老人クラブ 代表
副会長	朝 照雄	真砂町六区町内会 会長
副会長(ブロック長会代表) 鴨池新町 A ブロック長	小松 清明	鴨池ニュータウンサンハイツ第3住宅管理組合
真砂町ブロック長	田中 忠重	真砂三区社会福祉町内会 会長
真砂本町ブロック長		真砂本町社会福祉町内会
鴨池新町 B ブロック長	上田 喜八郎	鴨池新町テラスハウス町内会 会長
広報部会長・事務局長 理事(鴨池中 PTA 会長)	立元 耕史	鴨池中学校 PTA 会長
青年部会長 理事(鴨池小力の会会長)	野嶋 陽子	鴨池小学校力の会 会長
安心安全部会長	石塚 幸三	真砂消防分団 分団長
まちづくり部会長	鳥居 勇	まさご振興会
青少年育成部会長 青少年健全育成委員会委員長	石野 孝典 (新)	鴨池小学校 PTA 副会長
福祉部会長	寺師 恵子	鴨池校区民児協 副代表
社会教育部会長	有留 莉沙 (新)	女性学級(プティエコール) 学級長
緊急時対策委員会委員長	岩屋 幹夫	鴨池ガーデンハウス管理組合
まちづくり検討委員会委員長	林 政博 (新)	まさご振興会
(新)プラン策定委員会委員長 理事(鴨池小 PTA 会長)	中崎 啓文	鴨池小学校 PTA 会長
理事(鴨池小学校長)	桃北 紀和	鴨池小学校 校長
理事(鴨池中学校長)	元野 弘	鴨池中学校 校長
理事(鴨池中父親セミナー長)	宮内 隆宏	鴨池中学校父親セミナー 副会長
監 事	今西 秋弘	鴨池ニュータウンサンハイツ住宅管理組合
監 事	大野 敏博	鴨池新町第二福祉町内会 会長

(事務局運営)

事務局は、鴨池校区コミュニティ協議会の包括的な運営を行うにあたり事務作業を行います。

事務局職員は、鴨池校区コミュニティ協議会会長が雇用主として雇用契約を結んでいます。

事務局での事務作業は、事務局長の職務に基づき運営されています。

令和6年度の事務局職員は、5月時点で8名体制です。(令和5年度は5名体制)

事務局は、原則、月曜日、水曜日、金曜日の9時から12時まで3時間の運営時間です。6月からは、通常に加えて火曜日、木曜日の9時から12時までの3時間も運営時間とします。火曜日、木曜日は、主に

福祉部会の構成団体であるみんサポかもいけの運営を主たる業務とし、人件費は、みんサポかもいけの事業費から拠出する様に計画しています。

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

第2章 役員

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名 (1名は運営委員長兼任)
- (3) ブロック長 4名 (1名は副会長兼任)
- (4) 運営委員長 1名 (副会長兼任)
- (5) 部会長 7名
- (6) 理事 6名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 監事 2名

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において構成団体の中から選出する。

2 監事は、会長、副会長及び他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により、その職務を代行する。

3 ブロック長は各地域(ブロック)の代表者として協議会と地域との連絡調整を行う。

4 運営委員長は、各部会を統括し、他団体との連絡調整を行う。

5 部会長は、各部会の事業を行う。

6 理事は、校区内の学校関係の代表者とし、協議会との連絡調整を行う。

7 事務局長は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。また、広報活動や協議会の運営を包括的に行う。

8 監事は、協議会の会務及び会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

1-8 総会

総会は、当協議会の最高決定機関です。規約通りに行われていますが、令和6年度の総会における課題は、議決権を持つ代議員についてです。代議員は、各構成団体から選出された者と規約では記されていますが、構成団体に対しては前述1-6構成団体(構成団体の登録)(P5)に記載した現状のとおりで当協議会設立当初からの課題の一つです。

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

第3章 総会

(総会種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第14条 総会は、構成団体から選出された者(以下「代議員」という。)をもって構成する。

(総会機能)

第15条 定期総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) プランの策定に関すること。
- (5) その他協議会の運営に係る重要なこと。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から請求があったとき招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、他の出席者に委任した者は、出席とみなす。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選出した議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(総会の傍聴)

第21条 校区内に居住する個人及び所在する法人その他の団体は、総会を傍聴することができる。

1 - 9 役員会

(役員会)

役員会は、これまで、年間4回を定例会とし、加えて、臨時役員会として数回開催してまいりました。令和6年度は、原則3回開催とします。第1回は、本年度総会直後の段階で計画されているすべての関連事業の事業計画の協議審議を行います。第2回は、年度末に実施した事業の報告を審議します。第3回は、次年度の総会における議案の協議審議を行います。

令和6年 5月20日(月) 全事業計画(事業名、事業目的、事業予算、事業内容)

令和7年 3月14日(金) 全事業報告(事業内容、収支決算)

令和7年 4月25日(金) 総会議案

その他、計画されている事業に大幅な変更が生じた時、または、新規事業の計画が新たに企画された時などに臨時役員会を開催します。

(審議事項)

役員会で審議する事項を明確にし、次の項目を審議事項とし役員会の役割を明確にします

事業計画	事業報告
部会名	
プラン番号	
事業名(実施機関等)	
目的	
実施日時	
場所会場	
参加者(対象者)	参加者数
日程及び内容	
参加呼び掛け・広報	
予算	決算

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集する。

(役員会の機能)

第23条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第24条 役員会は、会長が必要と認めたととき及び役員の3分の1以上から請求があったとき招集する。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第26条 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、他の出席者に委任した者は、出席とみなす。

(役員会の議決)

第27条 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1-10 運営委員会と5つの委員会

(運営委員会)

運営委員会は、事業内容により必要に応じて適宜開催します

(その他の委員会) ※各委員会の委員配属(案)は別紙(別紙-1)添付します

(緊急時対策委員会(年4回))

対象：青少年育成部会、安心安全部会、福祉部会他

テーマ：危険箇所マップと避難所運営体制の確立

日程：令和6年 5月20日(月) 危険箇所マップ

令和6年 7月 5日(金) 危険箇所マップ、避難所運営体制

令和6年 8月23日(金) 危険箇所マップ、避難所運営体制

令和7年 3月14日(金) 避難所運営体制

(まちづくり検討委員会(年2回))

対象：まちづくり部会、臨港道路関係団体他

テーマ：夢の架け橋意見交換会、地域連携推進

日程：毎月第1火曜日 慈愛コミュニティ委員会開催

令和6年 5月20日(月) 夢の架け橋意見交換会

令和6年 7月21日(日) 夢の架け橋 説明会

令和6年11月17日(日) 夢の架け橋 説明会

(青少年健全育成委員会(年2回))

対象：青少年育成部会、青年部会、鴨池小中関係団体、保育園、幼稚園他

テーマ：地域教育事業、鴨池小中講師派遣窓口

日程：令和6年 5月20日（月） 青少年育成事業アンケート
 アンケート結果により適宜委員会開催を計画
 鴨池小、鴨池中講師派遣窓口については円滑な運営方法を協議する

（プラン策定委員会（年6回程度））

※各委員会時にプラン策定委員会を盛り込み同時開催とする

対象：鴨池校区コミュニティ協議会役員他

テーマ：第2期コミュニティプランの策定

日程：令和6年 5月20日（月） プラン策定スケジュール

※各委員会開催時に合わせてプラン策定を検討する

令和7年 3月14日（金） プラン最終案

（福祉研修委員会（年4回））

対象：福祉部会、安心安全部会、（公財）慈愛会他

テーマ：福祉における関係団体連携推進

日程：令和6年 6月15日（土） 地域課題の共有（助け合い体験ゲーム）

令和6年 9月14日（土） 課題解決研修

令和6年11月 9日（土） 課題解決研修

令和7年 3月 8日（土） 課題解決研修

（参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約）

第5章 運営委員会

（運営委員会の構成及び招集）

第28条 運営委員会は、構成団体の代議員から会長が推薦し、役員会の承認を得たもの（以下「運営委員」という。）をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集する。

（運営委員会の機能及び議長）

第29条 運営委員会は、役員会が示す基本的な方策を具現化するために行う事業について協議する。

2 運営委員会の委員長は、副会長の中から会長が指名し、議長は、委員長をあてる。

1-11 4つのブロックと地縁型コミュニティ（自治組織）

地縁型コミュニティは、1-6構成団体で述べたとおりです。

鴨池校区コミュニティ協議会では、設立当初から、エリアを真砂町ブロック、真砂本町ブロック、鴨池新町Aブロック、鴨池新町Bブロックの4つのブロックに分けており、そのブロック分けは次のとおりです。

自治組織の4つのブロック																															
<table border="1"> <tr><td>真砂町 1530世帯</td></tr> <tr><td>真砂第一区町内会</td></tr> <tr><td>真砂二区交和会</td></tr> <tr><td>真砂三区社会福祉町内会</td></tr> <tr><td>真砂町六区町内会</td></tr> <tr><td>真砂町東町内会</td></tr> </table>	真砂町 1530世帯	真砂第一区町内会	真砂二区交和会	真砂三区社会福祉町内会	真砂町六区町内会	真砂町東町内会	<table border="1"> <tr><td>真砂本町 1870世帯</td></tr> <tr><td>真砂本町社会福祉町内会</td></tr> <tr><td>エイルマンション</td></tr> <tr><td>労住第五ビル管理組合</td></tr> <tr><td>労住第六ビル管理組合</td></tr> <tr><td>労住第七ビル管理組合</td></tr> </table>	真砂本町 1870世帯	真砂本町社会福祉町内会	エイルマンション	労住第五ビル管理組合	労住第六ビル管理組合	労住第七ビル管理組合	<table border="1"> <tr><td>鴨池新町A 1260世帯</td></tr> <tr><td>鴨池ニュータウンサンハイツ住宅管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池ニュータウンサンハイツ第2住宅管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池ニュータウンサンハイツ第3住宅管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池ニュータウンサンハイツアベックス住宅管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池シーサイドマンション管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池シーサイドマンション第一管理組合</td></tr> </table>	鴨池新町A 1260世帯	鴨池ニュータウンサンハイツ住宅管理組合	鴨池ニュータウンサンハイツ第2住宅管理組合	鴨池ニュータウンサンハイツ第3住宅管理組合	鴨池ニュータウンサンハイツアベックス住宅管理組合	鴨池シーサイドマンション管理組合	鴨池シーサイドマンション第一管理組合	<table border="1"> <tr><td>鴨池新町B 1360世帯</td></tr> <tr><td>鴨池高層住宅（Fブロック）管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池ガーデンハウス管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池センチュリーハウス管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池新町テラスハウス町内会</td></tr> <tr><td>小田急サンシティ鴨池管理組合</td></tr> <tr><td>鴨池新町市営住宅福祉会</td></tr> <tr><td>鴨池新町第二福祉会</td></tr> <tr><td>フェスティオ鴨池アルバラード</td></tr> </table>	鴨池新町B 1360世帯	鴨池高層住宅（Fブロック）管理組合	鴨池ガーデンハウス管理組合	鴨池センチュリーハウス管理組合	鴨池新町テラスハウス町内会	小田急サンシティ鴨池管理組合	鴨池新町市営住宅福祉会	鴨池新町第二福祉会	フェスティオ鴨池アルバラード
真砂町 1530世帯																															
真砂第一区町内会																															
真砂二区交和会																															
真砂三区社会福祉町内会																															
真砂町六区町内会																															
真砂町東町内会																															
真砂本町 1870世帯																															
真砂本町社会福祉町内会																															
エイルマンション																															
労住第五ビル管理組合																															
労住第六ビル管理組合																															
労住第七ビル管理組合																															
鴨池新町A 1260世帯																															
鴨池ニュータウンサンハイツ住宅管理組合																															
鴨池ニュータウンサンハイツ第2住宅管理組合																															
鴨池ニュータウンサンハイツ第3住宅管理組合																															
鴨池ニュータウンサンハイツアベックス住宅管理組合																															
鴨池シーサイドマンション管理組合																															
鴨池シーサイドマンション第一管理組合																															
鴨池新町B 1360世帯																															
鴨池高層住宅（Fブロック）管理組合																															
鴨池ガーデンハウス管理組合																															
鴨池センチュリーハウス管理組合																															
鴨池新町テラスハウス町内会																															
小田急サンシティ鴨池管理組合																															
鴨池新町市営住宅福祉会																															
鴨池新町第二福祉会																															
フェスティオ鴨池アルバラード																															
約6,020世帯（まさご振興会の調査による） 人口10,861人（鹿児島市推計人口（令和4年4月1日現在）による） （鹿児島市推計人口の平成29年8月1日現在は11,045人）																															

令和6年度は、地縁型コミュニティ支援も積極的に行います。

真砂町ブロック、真砂本町ブロック、鴨池新町Aブロック、鴨池新町Bブロックの各ブロック長においてブロック長会を開催し、地縁型コミュニティ支援について意見交換を行います。

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

第6章 ブロック長会

(ブロック長会の構成及び招集)

第30条 ブロック長会は、校区内の自治組織の代表者をもって組織し、定期的に又は必要に応じて、ブロック長会の代表者が招集する。

(ブロック長会の機能及び議長)

第31条 ブロック長会は協議会と校区内の自治組織との調整を行う。

2 ブロック長会の議長は、ブロック長会の代表者をあてる。

1-12 7つの部会

部会の活動は、各部会の目的に応じて、中心的な構成団体が運営することとします。

各構成団体の主な事業は1-6構成団体(P4)に記していますが、あくまでも主な事業ですので、各構成団体の目的によって、多数の部会に属することもあります。

令和6年度 各部会の中心的な構成団体は次のとおりです

広報部会	まさご振興会
青年部会	鴨池小学校力の会、鴨池中父親セミナー
安心安全部会	真砂消防分団
まちづくり部会	まさご振興会
青少年育成部会	鴨池小学校 PTA、鴨池中学校 PTA
福祉部会	鴨池地区民児協
社会教育部会	女性学級、成人学級

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

第7章 部会

(部会)

第32条 協議会に第3条に規定する事業を行うため、次の部会を置く。

(1) 広報部会

(2) 青年部会

(3) 安心安全部会

(4) まちづくり部会

(5) 青少年育成部会

(6) 福祉部会

(7) 社会教育部会

2 構成団体は、その活動の目的に応じいずれかの部会に属し、部会員を選出する。

3 構成団体は、部会員に欠員が生じたときは、後任者を選出する。

4 部会は、部会に属する地域課題について調査審議し、担当する事業に反映させる。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会に、部会長を補佐するため副部会長を置く。

7 副部会長は、役員会の承認を得て、部会長が委嘱する。

1-13 会計

会計は、規約により事務局長が当協議会の出納処理を行うこととなっています。全ては、総会、役員会における決定事項に沿って行います。

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

第8章 会計

(経費)

第33条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金、協力金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 構成団体による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(会計年度)

第34条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第35条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付則 この規約は、平成30年4月1日から施行する

1-14 その他（規定に関する件など）

令和6年度の相談役に前年度に引き続き、長野実夫氏に委嘱する予定です

(参照 鴨池校区コミュニティ協議会規約)

慶弔規定

鴨池校区コミュニティ協議会 慶弔規定を次のように定める。

(1) 役員及びその配偶者の死亡 生花

(2) 以外のほか、必要と認めた時、役員会の協議によりこれを実施する。

付則 この規定は、令和2年5月25日から施行する

相談役に関する規定

(目的)

第1条

相談役の委嘱条件等に関しては、この規程の定めるところによる。

(基準)

第2条

協議会は業務の必要に応じ、役員経験者を以下の基準に基づいて相談役に委嘱する。

1 相談役は協議会会長の職にあった者

(任免)

第3条

相談役の任免は役員会の決議によるものとする。

(任期)

第4条

相談役の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(任務)

第5条

相談役はそれぞれ協議会会長の特命事項を管掌する。

(非常勤の原則)

第6条

相談役は非常勤を原則とする。

(報酬)

第7条

相談役の報酬は、無報酬とする。

付則 この規定は、令和3年6月4日から施行する。

1-15 構成団体「みんサポかもいけ」について

令和6年度の鴨池校区コミュニティ協議会の運営において構成団体の「みんサポかもいけ」は大きな役割を担っています。

みんサポかもいけは、地域住民が地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう支えあい活動を行う団体です。高齢者や要支援者など支援を必要とする地域の方々の要望に応じて、日常生活活動や小修繕活動などのお手伝いを行います。また、鹿児島市支えあい活動団体として鹿児島市の登録団体でもあり、(社福)高齢者介護予防協会かごしまの長寿あんしん相談センターと連携して活動しており、運営に必要な経費は、鹿児島市からの助成金と寄付金で賄われています。

令和3年2月から活動を行っており、鴨池校区コミュニティ協議会は、当初から事務局運営の支援を行っています。

主な活動は、「高齢者110番」と「見守りコール」です。

- 高齢者110番
鹿児島市長寿あんしん課が窓口の助成対象事業です
- 見守りコール
鹿児島市長寿支援課が窓口のともしび活動事業です

当協議会が、みんサポかもいけに無償で依頼している活動は、「LLかもいけポスティング」と「公共文書配布」です。

- LLかもいけポスティング
5500世帯のLLかもいけポスティング活動です
見守り活動として依頼しています
- 公共文書配布
鴨池校区コミュニティ協議会には、各町内会向けや各団体向けの文書が届けられます
事務局から関係者へ直接お届けする作業を依頼しています